

# 国立国会図書館における取組と課題

平成22年12月17日

国立国会図書館 田中 久徳

# 国立国会図書館の取組状況

## ① 過去の出版物のデジタル化の推進

- 「近代デジタルライブラリー」(戦前期書籍の配信事業)
- 原本保存のためのデジタル化(H21年著作権法改正)
- 大規模デジタル化(H21・22年度補正予算)

## ② オンライン流通電子出版物の収集

- 政府等インターネット情報の制度的収集(H22年度～)
- 民間オンライン資料についての制度検討の開始  
(平成22年度納本制度審議会答申)

# 大規模デジタル化の実施

## 予算規模

- ◆平成21年度補正予算 約127億円
- ◆平成22年度補正予算 約10億円

## 主な対象資料

### ① 電子図書館サービス

- ・戦前期刊行図書
- ・古典籍資料
- ・官報（～昭和27年）
- ・学位論文

### ② 保存のためのデジタル化

- ・戦後期刊行図書  
（1945～1968年受入分）
- ・雑誌（戦前期、索引採録誌）
- ・その他

# 資料デジタル化の対象資料

1860 1870 1880 1890 1900 1910 1920 1930 1940 1945 1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000

時代		江戸期以前	明治	大正	昭和前期	昭和戦後	平成	
古典籍資料	貴重書等	1,000タイトル 58,000冊	貴重書画像データベース (インターネット提供)					
	その他							
図書			近代デジタルライブラリー (インターネット提供) 明治・大正期刊行図書 170,000冊	大正期 昭和前期 刊行図書 332,000冊	戦後期刊行図書 (1945～1968年) 313,000冊			
				戦前期 未撮影分				
国内刊行雑誌			12,000タイトル(～2000年)					
博士論文							140,000タイトル	
官報			1,000冊(1883-1952)					

**国内図書の約1/5(約89万冊)  
が終了見込**

- : インターネット提供中
- : インターネット提供予定(戦前期刊行図書、博士論文は著作権処理)
- : 館内提供予定

## 資料群別の実施状況

- 戦前期刊行図書(明治～1945年受入分):約32万冊
- 戦後期刊行図書(1945～1968年受入分):約27万冊
- 国内刊行雑誌(戦前期):約3,000タイトル
- 国内刊行雑誌(戦後期):約9,000タイトル
- 古典籍資料:約6万冊
- 児童書:約4万冊
- 博士論文(1991～2000年度受入分):約14万冊
- 官報(1883～1952年):約1,000冊

# デジタル化の実施方法

## 〔1〕 原資料からのデジタル化

- オーバヘッド方式のスキヤナ使用(破損の防止)
- 光学解像度400dpi
- 24ビットフルカラー

## 〔2〕 マイクロフィルムからのデジタル化

- A3サイズ400dpi
- 8ビットグレイスケール

## 〔3〕 共通部分の仕様

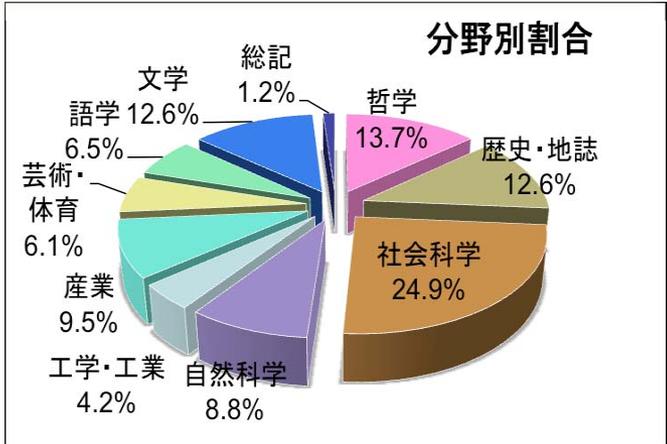
- JPEG2000(保存用)
- サムネイル画像
- 目次情報の入力



# 「近代デジタルライブラリー」事業

- 明治期～昭和戦前期刊行図書の電子図書館サービス
- 著作権許諾を得て、インターネット提供を実施
- 現在の収録件数は約39万冊（インターネット提供約17万冊）
- 本文利用は画像データのみ、テキスト検索はできない
- 内容検索の補助のため、目次情報を入力している

	全体数	インターネット提供
明治期	約160,000冊	約129,000冊
大正期	約91,000冊	約41,000冊
昭和戦前期	約137,000冊	—



# デジタル化資料の利用提供（枠組み）

保存のためのデジタル化

電子図書館サービス

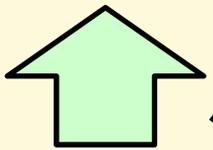
国立国会図書館



=

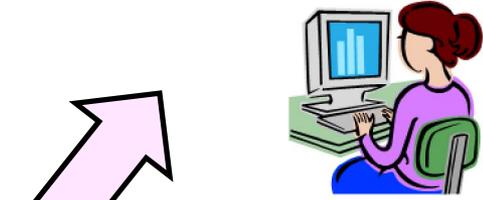


館内利用者



デジタル化資料

同じ資料を同時に閲覧できる人数は、所蔵している冊数分に限られる。



インターネット利用者



著作権者

著作権者の許諾なしには、インターネットでは送信できない。

## 原本保存のためのデジタル化（平成21年法改正）

### 国立国会図書館における所蔵資料の電子化

（平成21年度著作権法の一部改正の内容）

国立国会図書館においては、所蔵資料を納本後直ちに電子化することができる。

⇒ 従来は、劣化・損傷している場合に限定（31条2号）

（改正の趣旨）

所蔵資料が損傷・劣化する前に電子化し、原資料を文化的遺産として保存できることが重要

## デジタル化資料の利用提供（法改正の効果）

□ 館内利用の具体的態様は、利害関係者との協議を踏まえ決定（平成21年3月）

- 利用条件 ⇒ 「同一文献に対する同時利用は、資料の所蔵部数を超えない」
- 対象範囲 ⇒ 民間の活動を阻害しないよう留意
- デジタル化方式 ⇒ 「画像」（テキスト化は別途協議）
- 複写提供 ⇒ 「プリントアウトのみ」

□ インターネット提供（公衆送信）は、著作権許諾が必要

## デジタル化資料の利活用の課題

(目的) 知的資源に対する国民のアクセスを拡大する。

(利活用の課題)

- ① 公共図書館(大学図書館)等への限定送信  
⇒ 図書館間相互貸借の代替方策
- ② テキスト形式データの作成  
⇒ 視覚障がい者への対応、全文(本文)検索
- ③ 遠隔地での利用モデルの検討(有償利用)

(方向性) 民間ビジネスと共存可能な形を実現するため、利害関係者による合意形成を進める。

## 「合意形成」のための検討課題

- ① 出版物の権利状況に応じた利用ルールの整備
  - 著作権の状態、市場入手可能性、商業配信の有無等による利用ルールの整備
  - 著作権の集中管理の拡大等の円滑な権利処理の基盤整備（孤児著作物の利活用促進）
- ② 公共的検索サービスと商業サービスの連携
  - 「書誌＋（目次・本文）」検索サービスの整備
- ③ 図書館における電子書籍の利用ルールの確立（有償電子貸出、契約利用のビジネスモデル etc）

# 平成22年度全文テキスト化実証実験

## 実証実験の目的(主要課題)

- ① テキストデータの作成、構造化作業等の効率化に関する課題
- ② 視覚障害者向けの読上げサービス等に関する課題
- ③ 全文テキストデータの検索・表示に関する課題

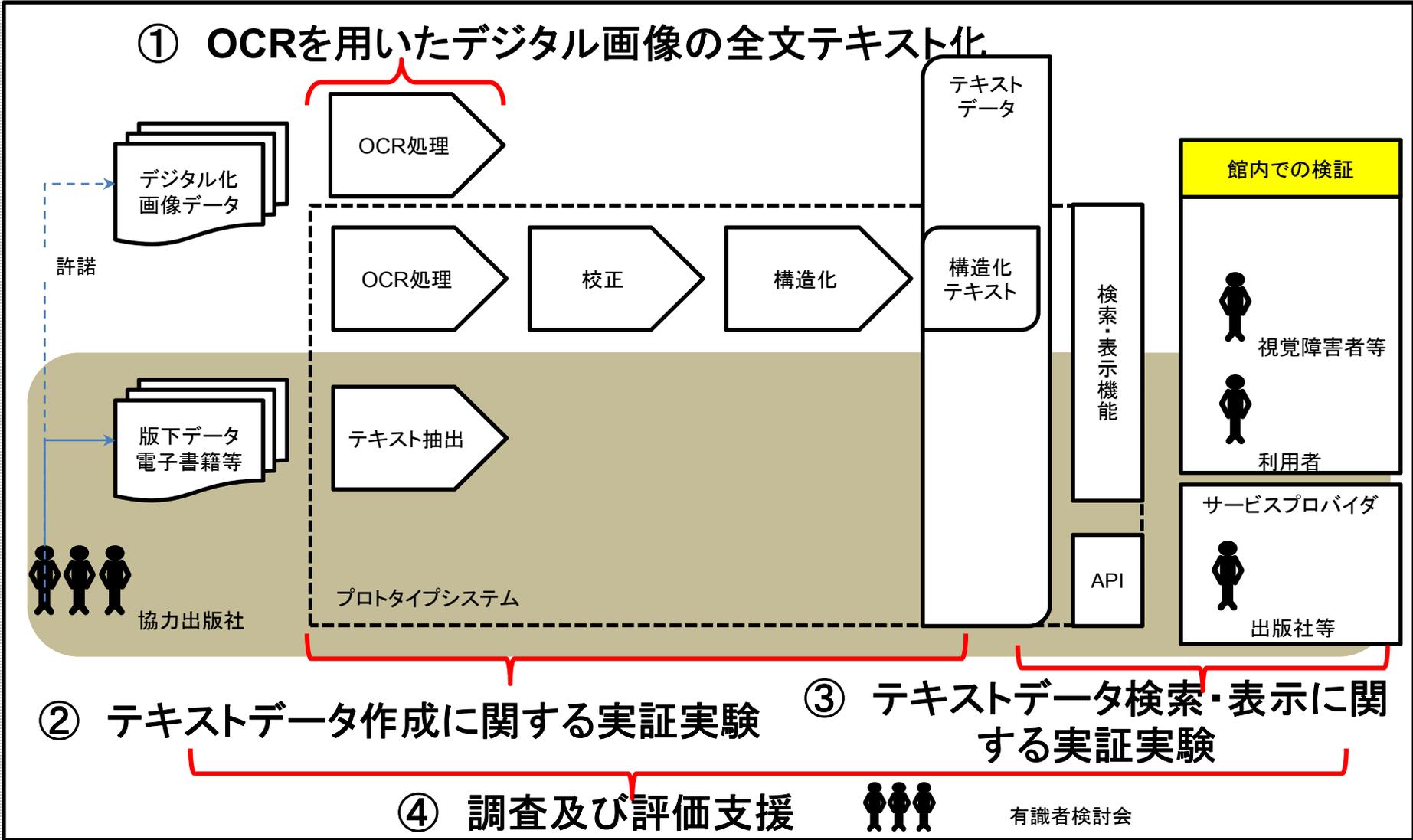
## 出版社の参加協力の目的

広範な刊行年代の出版物を対象に統合的全文テキスト検索の実験を行い、商用・公共サービスに共通する技術課題を検討

- ① テキストデータ構造(定義)の共通化・標準化へ向けた検討
- ② 汎用的な検索インターフェイスや結果表示方法等の検討

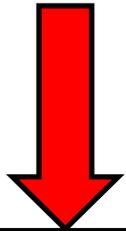
# 全文テキスト化実証実験の全体像

## ① OCRを用いたデジタル画像の全文テキスト化



## オンライン資料の制度的収集に向けた検討

「納本制度審議会」における検討開始（2009年10月、小委員会設置）



民間発行のオンライン資料（図書、逐次刊行物に相当する情報）を対象とする制度的収集

答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」（2010年6月7日）

- 「電子書籍、電子雑誌」などを国立国会図書館が複製して保存し、利用に供する
- 納本制度（国立国会図書館法第24条～25条の2）とは別の規定を整備

# 審議会答申の概要(イメージ図)

## 民間の出版社、出版者等

オンライン資料  
=インターネット等で  
提供される電子書  
籍、電子雑誌等

### こういう条件で

- 図書、逐次刊行物相当のもの
- 紙媒体のものがあっても収集
- 有償・無償は問わない
- 内容による選別は行わない

【例えば】

電子書籍、電子雑誌、  
電子コミック、  
ケータイ小説 等



送信

または

自動収集

国立国会図書館

データ蓄積

利用

館内  
(閲覧・プリントアウト)



含まれないもの

音楽・動画配信、ブログ、  
ツイッター、ウェブサイト 等

検討課題

- 送信に要する費用の補償
- 収集ファイルのフォーマット
- 著作権保護手段解除等

# 審議会答申の概要(ウェブサイト収集との比較)

	答申の概要	参考：国等のウェブサイトの収集 (国立国会図書館法第25条の3)
収集の目的	「文化財の蓄積・利用」(民間出版物納本と同じ)	「公用」(官庁出版物納本と同じ)
発信者	私人: 右に掲げる公的機関でない者(民間)	公的機関: 国、自治体、国公立大学など
収集対象	電子書籍、電子雑誌等、インターネット等で提供される図書、逐次刊行物に相当するもの(ウェブサイト、放送番組、動画配信、音楽配信は含まない)	ウェブサイト
収集方法	主に送信	主に自動収集
フォーマット	将来の利用も見越した長期保存対応が必要	国際規格ISOのウェブアーカイブ用フォーマットにより保存
著作権制限	複製権の制限が必要	著作権法第42条の3(平21年追加)による複製権の制限
損失補償	納入に通常要する費用として、送信に係る手続費用を考慮	なし
義務履行確保	過料を含め罰則規定は設けないことが妥当	なし
利用提供	館内提供(閲覧・プリントアウト)	館内提供(閲覧・プリントアウト)